

公安委員会制度

(1) 公安委員会の役割

警察は、強い執行力を有しており、独善的な運営がなされたり、政治的に利用されることがあってはならない。

公安委員会制度は、国民の良識を代表する者によって構成される合議制の機関が警察の管理を行うことで、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられている。

国……内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会が置かれ、国家公安委員会は警察庁を管理している。

都道府県……都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員会が置かれ、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理している。

所轄とは

指揮命令権のない監督であって、指揮監督より更に弱いつながりを示す。

管理とは

事務執行の細部についての個々の指揮監督を含まないが、公安委員会の所掌事務について大綱方針を定め、その大綱方針に即して警察事務の運営を行わせるために、警察庁又は都道府県警察を監督する趣旨であり、警察庁又は都道府県警察における事務の処理が、大綱方針に適合していないと認めるときは、必要な指示を行うこととなる。

なお、国家公安委員会委員長に国務大臣が充てられているのは、国家公安委員会による警察の政治的中立性の確保と、治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図るためである（図9-1）。

(2) 公安委員会の所掌事務

国家公安委員会は、国の警察機関として、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察装備等に関する事項を統轄し、警察職員の活動の基準の策定等警察行政に関する調整を行うことによって個人の権利と自由を保障し、公共安全と秩序を維持することをその任務としている。

このほか、国家公安委員会は、法令の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどるものとされており、例えば、次のような事務を処理している。

- ・警察庁長官及び都道府県警察の幹部職員（警視總監、道府県警察本部長、方面本部長及びその他の警視正以上の階級にある警察官。以下「地方警務官」という。）の任免
- ・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない裁定についての審査請求に対する裁決等

都道府県公安委員会は、都道府県の警察機関として、都道府県の区域における警察事務のすべてについて、都道府県警察を管理する責任を負っている。また、国家公安委員会と同様に法令の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどるものとされており、例えば、次のような事務を処理している。

- ・地方警務官の任免については、国家公安委員会に同意を与え、また、地方警務官以外の都道府県警察職員の任免については、意見を述べる
- ・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく暴力団の指定
- ・道路交通法に基づく道路における交通規制

図9-1 公安委員会制度



公安委員会の活動状況

(1) 国家公安委員会

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されており、委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することとされている。

国家公安委員会は、毎週木曜日に定例会議を開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催している。会議においては、所掌事務に属する事項について、審議、決裁を行うほか、警察庁から重要な事件、事故及び災害の発生状況とこれらに対する警察の取組みや、治安情勢の中長期的傾向とそれを踏まえた警察の施策等様々な警察の業務について所要の報告を徴し、指示等を行っている。

また、会議開催日以外にも、委員相互の意見交換会の実施、警察運営上の課題に関する検討等の業務に当たるとともに、警察活動の視察等を通じて、警察運営の把握に努めている。

平成14年中には、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則、少年警察活動規則等23件の国家公安委員会規則を制定したほか、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の裁定についての審査請求に対する裁決等各種法令に基づく権限を行使した。

また、警察行政に関する国民の声を今後の国家公安委員会運営に的確に反映させていくため、インターネット上のホームページ（<http://www.npsc.go.jp>）で活動状況等を紹介するとともに、電子メール等により国民の要望、意見を受け付けている。

なお、警察改革においては、「公安委員会の管理機能の充実と活性化」が主な柱の一つであることを踏まえ、13年4月に強化された国家公安委員会補佐体制を活用し、警察庁からきめ細かな報告を受けるなどして、審議の充実に努めている。

(2) 都道府県公安委員会

都道府県公安委員会は、都道府及び指定県（政令指定市を包括する県）については5人、それ以外の県及び北海道の各方面については3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意等を得て任命することとされている。

都道府県公安委員会は、月3～4回程度の定例会議を開催し、所掌事務に属する事項について、審議、決裁を行うほか、重要な事件、事故及び災害の発生状況とこれらに対する警察の取組みや、治安情勢の中長期的傾向とそれを踏まえた警察の施策等様々な警察の業務について所要の報告を徴し、指示等を行っている。

また、定例会議以外にも、必要に応じて臨時に委員会を開催したほか、公安委員会補佐室等を活用し、警察活動の視察や国民の要望を聴く活動を通じて、警察に対する管理機能の充実と活性化に努めているところである。

事例1

平成14年11月、島根県公安委員会は、警察署協議会連絡会議に出席し、各協議会の活動事例を聴取するとともに、意見交換を行った。

事例2

11月、栃木県公安委員会は、県下の警察署において警察安全相談等を担当する警察官と意見交換を行った。

事例3

8月，宮城県公安委員会は，深夜の暴走族取締りに当たる警察官の激励を行い，暴走行為の実態把握，検挙活動の視察を行った。

事例4

9月，静岡県公安委員会は，県警察総合防災訓練の視察督励を行った。



県公安委員会委員による特別派遣部隊の視察

(3) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会及び各都道府県公安委員会は，相互に常に緊密な連絡を保たなければならないこととされており，これを踏まえ，各種の連絡協議会等が開催されている。

① 国家公安委員会と都道府県公安委員会相互間の連絡

平成14年中，国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡協議会が2回開催され，全国の治安情勢等についての報告や意見交換が詳細にわたり行われた。

② 都道府県公安委員会相互間の連絡

14年中，全国の8つのブロック（各管区及び北海道）において，国家公安委員会委員の出席を得て，各ブロック内の道府県公安委員会及び方面公安委員会相互の連絡協議会が計16回開催されるとともに，都道府県及び指定県に置かれる11の公安委員会相互の連絡会議が1回開催され，各都道府県の治安情勢やそれに対するそれぞれの取り組みについての報告や意見交換が詳細にわたり行われた。



公安委員会相互の連絡協議会

適正な警察活動の確保

(1) 監察

① 警察における監察

警察における監察は、能率的な運営及び規律の保持に資するために行われるものであり、警察庁及び都道府県警察が行う監察については、平成12年に国家公安委員会が制定した監察に関する規則により、警察庁長官、警視總監及び道府県警察本部長は、年度ごとに監察を実施するための計画を作成し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも1回、その実施の状況をそれぞれ国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告することとされている（図9-2）。

警察庁長官が作成した平成14年度監察実施計画では、全国統一の監察実施項目として、

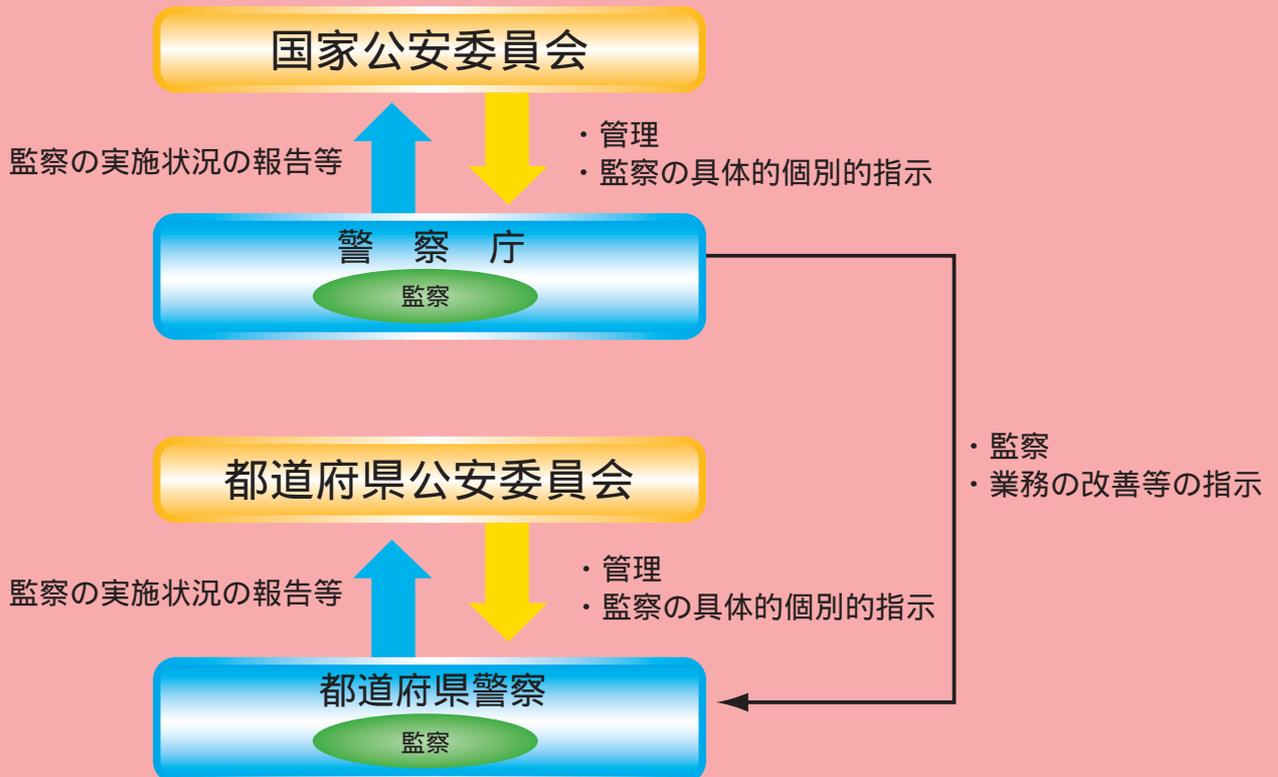
- ・ 交通街頭活動、地域警察活動及び捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況
- ・ 交通違反・事故の捜査管理の徹底
- ・ 銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底
- ・ 捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底

等を、管区警察局においても、管区警察局独自の監察実施項目として、

- ・ 留置管理業務の適正な実施
- ・ 職務倫理教養と身上把握の推進状況

等を定めている。

図9-2 監察の仕組み



②公安委員会による監察の指示等

12年の警察法改正により、公安委員会による警察の管理機能を強化させるため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会の監察に関する指示等についての規定が設けられた。

具体的には、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な指示をすることなどができるとされた。

事例

13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。同県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を同年9月に同公安委員会に対して報告した上、その後1年の進ちょく状況について、14年10月に報告した。

(2) 苦情の適正な処理

国民と直接に接する第一線における問題点の集約とそれに対する必要な措置の実施及び警察職員の職務執行における責任の明確化のため、平成12年の警察法改正により苦情申出制度が創設され、13年6月1日から施行された。警察法に規定する苦情以外の苦情についても、本制度に準じた処理がなされている。

図9-3 苦情申出制度の仕組み

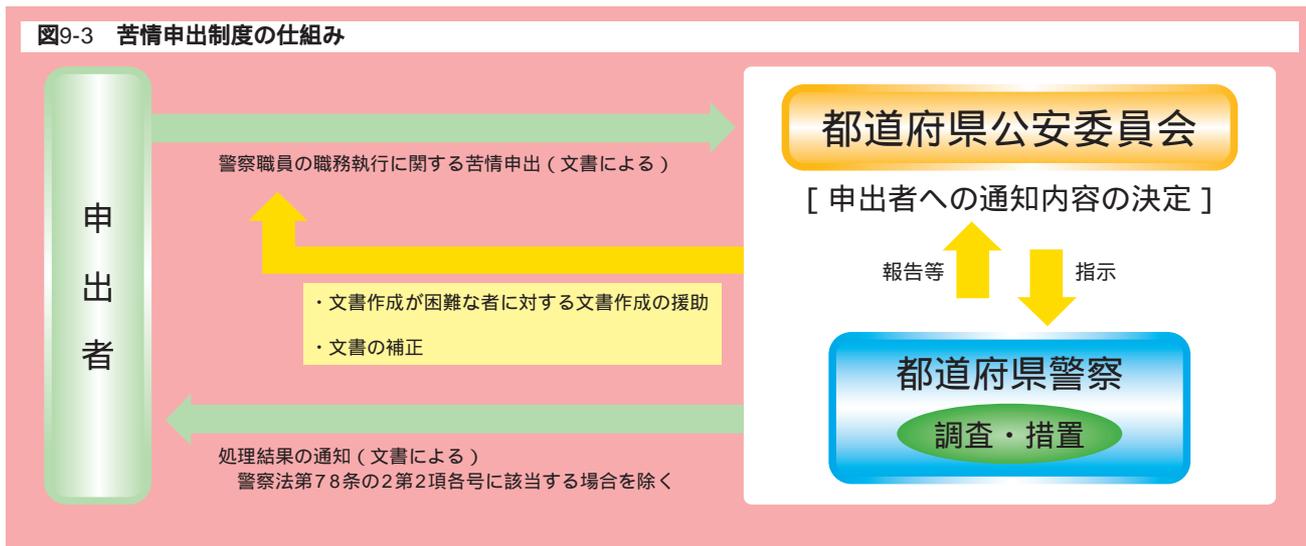


表9-1 苦情申出制度の運用状況（平成14年）

区分	来訪	郵送	その他	合計
警察法に規定する苦情（件）	66	389	1	456
警察法に規定する苦情以外の苦情	1,927	910	10,593	13,430
合計	1,993	1,299	10,594	13,886

国民に開かれた警察を目指して

(1) 情報公開

国民の信頼を確保するためには、個人情報の保護や警察の任務の達成等との調和を図りながら積極的に情報公開を推進し、警察行政の透明性を高めることが重要である。

国家公安委員会においては、委員会の詳細な開催状況をホームページに掲載しているほか、警察庁においては、平成12年11月に、「警察庁訓令・通達公表基準」を策定し、訓令及び施策を示す通達を原則公表することとし、これらをホームページに掲載している。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求を行う場所に文書閲覧窓口を設置し、警察白書や各種統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

国家公安委員会及び警察庁においては、情報公開法に基づく開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断を適正に行うために、13年3月に、「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準」を策定し、4月の情報公開法施行後は、この審査基準に基づき、開示・不開示の決定を行っている。情報公開法施行から15年3月末までの2年間に於いて、国家公安委員会及び警察庁（附属機関及び地方機関を含む。）に対し、それぞれ20件及び590件の開示請求が行われている。

また、14年10月までにすべての都道府県において、警察を実施機関とするための情報公開条例の改正が行われ、施行されている。

(2) 政策評価

平成14年4月に行政機関が行う政策の評価に関する法律が施行されたことに伴い、国家公安委員会及び警察庁は、14年3月、警察に関する政策を対象とした政策評価を体系的に継続して実施するための基本的事項を定めた「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。基本計画は、同法及び13年12月に政府が決定した政策評価に関する基本方針に基づいており、国家公安委員会と警察庁の組織の特性や、警察に関する政策の特性を踏まえた内容となっている。また、この基本計画を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁は、14年3月、14年に実施する政策評価の概要を記載した「平成14年政策評価の実施に関する計画」を策定・公表し、これらに基づき政策評価を実施することとした。国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する情報については、インターネットの警察庁ホームページ（<http://www.npa.go.jp>）参照。

[平成14年中の政策評価実施状況]

実績評価

- ・ 3月 実績評価計画書で8の基本目標と25の業績目標を設定し、同計画書を公表。
- ・ 3月 実績評価結果報告書で各業績目標の実現状況を公表。

事業評価

- ・ 8月 警察庁予算の概算要求の重点事項とする政策について事前の事業評価を実施。
- ・ 10月 平成15年度予算概算要求の重点事項に関する事業評価結果報告書でその結果を公表。

総合評価

- ・ 10月 警察改革の推進に関する総合評価経過報告書で警察改革の推進状況を公表。

- ・ 12月 15年から評価の対象とする行政課題として、「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」を選定。
- その他
- ・ 3月, 9月, 12月 学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催。

(3) 警察署協議会

平成12年の警察法改正により設置することが定められ、警察署協議会制度についての規定は13年6月に施行された。

警察署協議会は、警察の事務処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関である。

警察では、警察署長が警察署の業務運営の在り方について住民等の意見を聴いてこれを反映させるとともに、その実情等を住民等に説明しその理解と協力を得るという双方向性の運営、住民との間で率直に意見を交換する実質本位の運営を重視した警察署協議会の活動を促進している。

事例

千葉県市原警察署協議会において「市民、行政、私たちが一体となって協力しなければ市原の治安は良くならない。みんなで努力しよう」との意見が提出され、市原警察署では、犯罪発生が集中している地区の住民及び諸団体に協力を呼びかけ、自治会、市及び関係諸団体との協力体制により、毎週1回各地区において、地域住民が主体となった「警察と地域住民との合同パトロール」を実施した。合同パトロールを通じて、地域住民の間で防犯意識の高揚が図られた。

表9-2 警察署協議会の開催状況等（平成15年）

設置警察署数	協議会委員総数	平均開催回数	平均開催時間
1,265 (全国1,269署中)	11,084人 (29.2%は女性)	3.7回	110.0分

注：設置警察署数及び協議会委員総数については、平成15年6月1日現在、その他については14年6月1日から15年5月31日までの数値

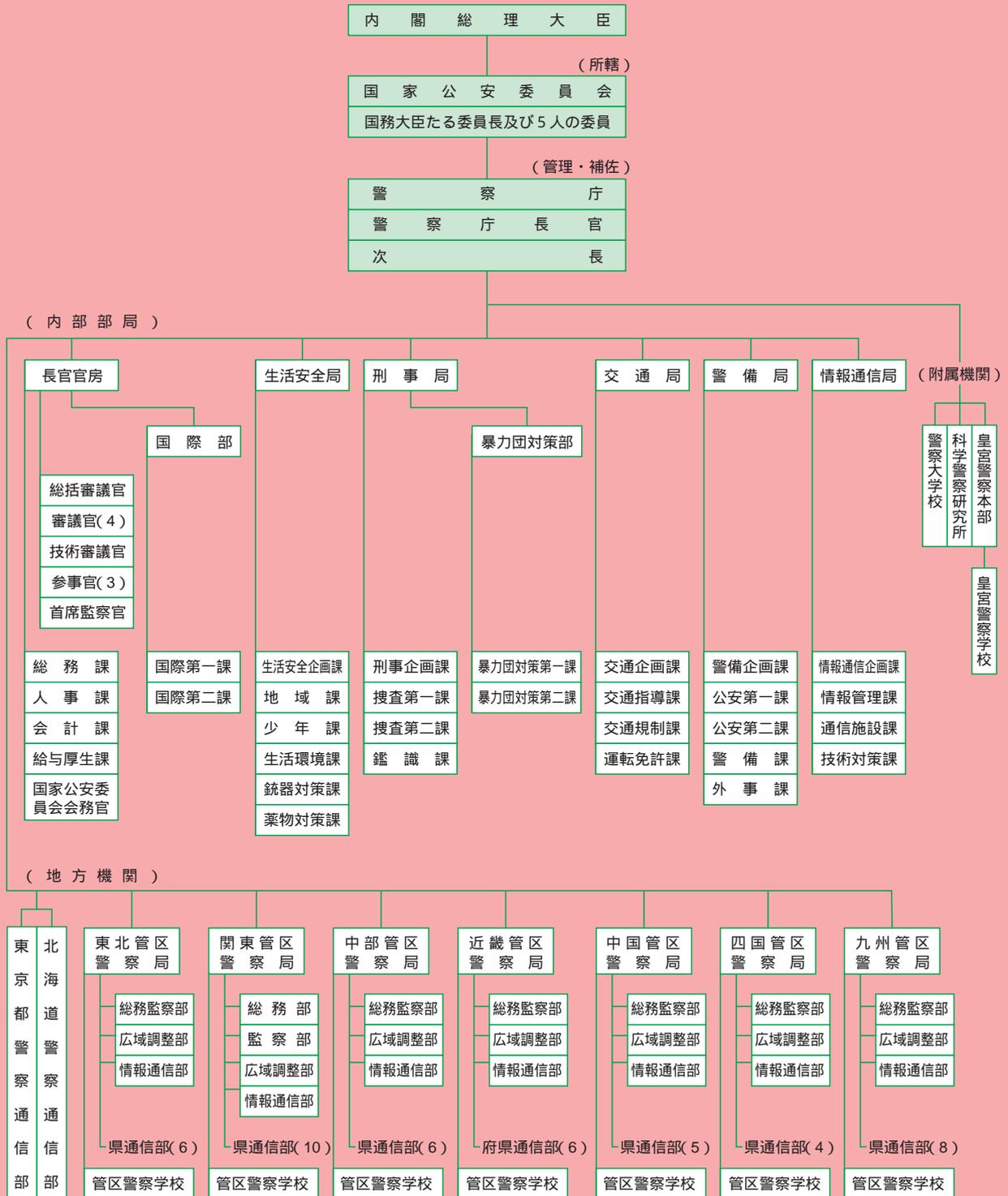
(4) 職務執行における責任の明確化



我が国の警察組織

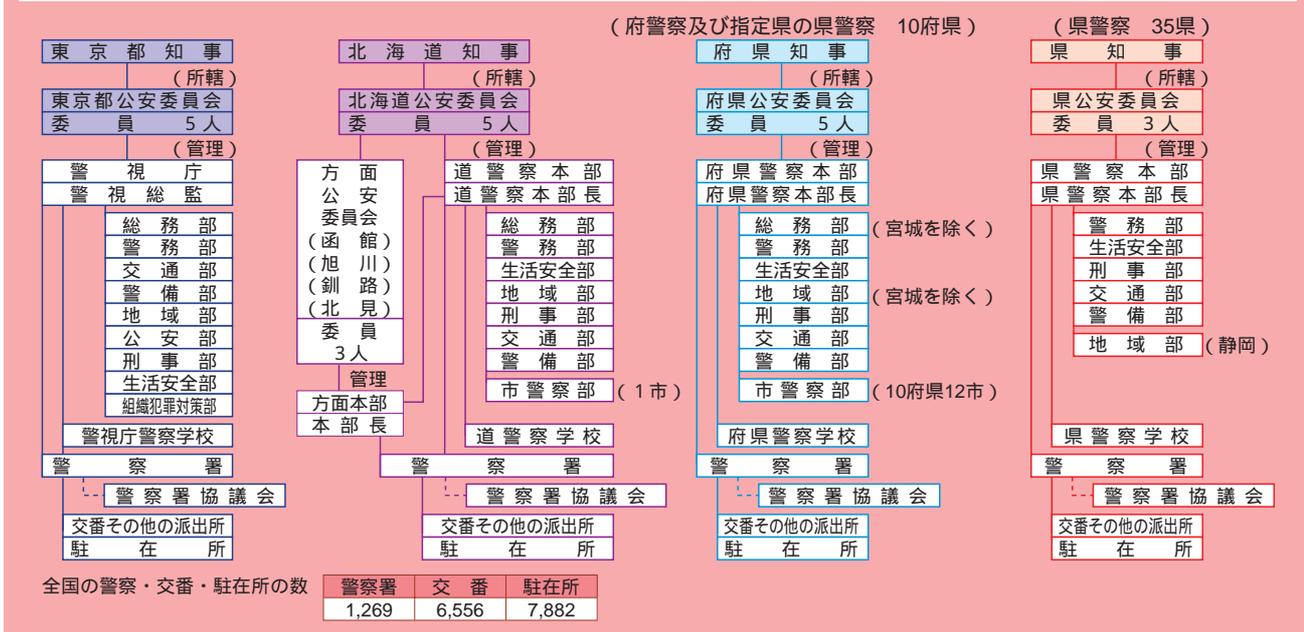
(1) 国の警察組織

図9-4 我が国の警察組織（平成15年4月1日現在）



(2) 都道府県の警察組織

図9-5 都道府県の警察組織（平成15年4月1日現在）



(3) 国の警察機関と都道府県の警察機関の関係

都道府県警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共安全と秩序の維持に当たるとい警察の責務を遂行するため、犯罪捜査や交通取締り等を行う。

警察庁は、警察制度に係る企画立案、国の公安に係る警察運営、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項、警察行政に関する調整等を行う。

警察庁長官は、警察庁の所掌事務について、国家公安委員会の管理の下に、都道府県警察を指揮監督する。

大規模災害等に際して内閣総理大臣から緊急事態の布告が発せられたときは、警察庁長官は、警視總監及び道府県警察本部長に対し、必要な命令、指揮を行う。

(4) 警察組織の在り方

警察改革要綱は、「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」について指摘しており、警察庁や都道府県警察の組織についても、情勢に応じて見直していくことが必要となる。

平成15年2月には、各都道府県ごとに情勢に応じた自主的な組織の見直しが可能となるよう警察法施行令が改正され、「警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準」が弾力化された（これを受け、4月、警視庁組織犯罪対策部が発足）。

また、各国の国と地方の警察組織の関係については、地方行政制度の在り方等に応じて様々な形態がみられるが、我が国の制度について「国際化やIT化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、検討を行う」（14年10月地方分権改革推進会議意見）べきとの意見もあり、今後必要な検討を行っていくことが求められている。

管区警察局の活動状況

(1) 管区警察局の役割

管区警察局は、警察庁の事務を地域を分けて分掌しており、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の7管区が設置されている（北海道及び東京都は、管区警察局の管轄外である。）

管区警察局は、広域的対応を必要とする警察事象に関する調整、情報通信基盤の高度化、サイバーテロへの対応、監察や教育訓練等の業務について、主体的な役割を果たすこととしている。

(2) 具体的活動状況

事例1

関東管区警察局は、「関東管区警察局2002年ワールドカップサッカー大会警備総合対策室」を設置して、試合会場を管轄する各県警察、警察庁、各管区警察局との連携を強化し、各国選手団及びサポーターの動向を把握して、各県警察に対する指導・調整を行い、安全で円滑な大会警備を推進した。

事例2

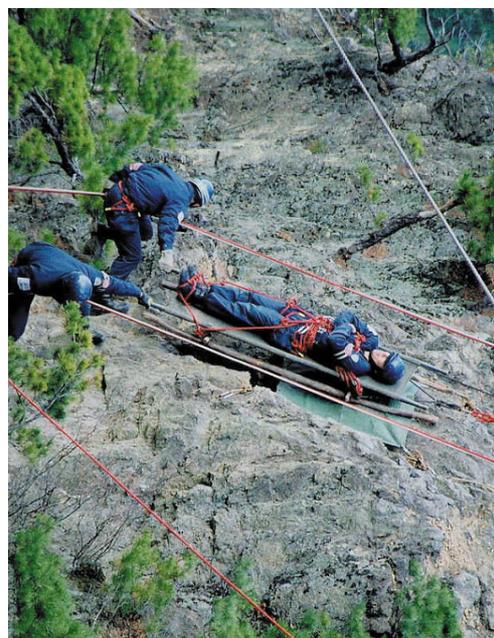
近畿管区警察局は、平成14年12月、管区内6府県警察の機動隊レンジャー隊員38人を集め、陸上自衛隊の協力を得て、災害現場等における救助活動に必要な技術及び知識の習得を目的としたレンジャー訓練を実施した。

事例3

中国管区警察局は、高速道路上での大型貨物自動車による交通事故を未然に防止するため、管区内各県の高速道路交通警察隊、日本道路公団、日本路線トラック連盟からなる中国地区高速道路パトロール機関連絡協議会と連携し、高速道路サービスエリア、インターチェンジ6箇所において、車両の整備点検等を行い、交通事故防止の啓もうを図った。



大型貨物自動車の交通事故防止対策



機動隊レンジャー訓練

警察の予算

(1) 警察予算

- ・国の予算に計上される警察庁予算（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費及び都道府県警察への補助金が含まれる。）
- ・各都道府県の予算に計上される都道府県警察予算

平成14年度の国民一人当たりの警察予算額（警察庁予算と都道府県警察予算の合計額から重複する補助金額を控除し、国の人口で除した額）は、約2万9,000円

(2) 警察庁予算

平成14年度当初予算

- ・総額2,637億831万円で、国の一般歳出総額の0.6%を占め、13年度に比べて105億7,985万円（3.9%）減少
- ・重点措置内容

安心して暮らせる空間確保策の推進，情報セキュリティ政策の推進，深刻化する組織犯罪への抜本的な対策，安全・快適な交通環境実現のための施策の推進，人的基盤の充実強化

14年度補正予算

- ・重点措置内容
- 改革加速プログラム（留置場等警察基盤施設の整備，広域重要犯罪捜査等のための基盤整備，交通安全施設の整備）

(3) 都道府県警察予算

平成14年度最終補正後

- ・総額3兆4,297億2,400万円で、都道府県の予算総額の6.6%を占め、13年度に比べて166億4,000万円（0.5%）減少
- ・財政事情，犯罪情勢等を勘案しながら各都道府県において編成

図9-6 警察庁予算（平成14年度最終補正後）

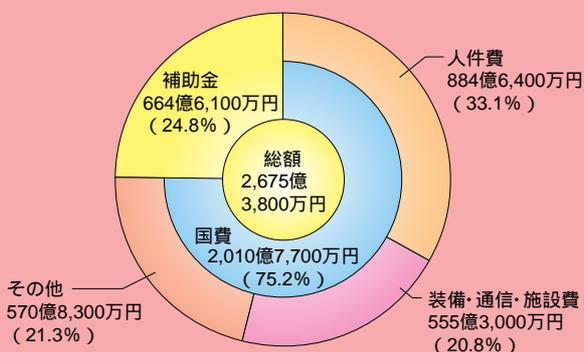
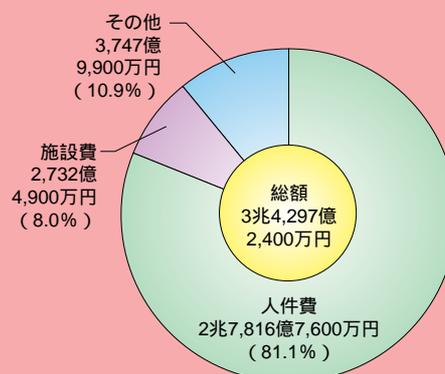


図9-7 都道府県警察予算（平成14年度最終補正後）



警察装備

(1) 機動装備隊の活動

機動装備隊は、事件、事故及び災害が発生したときに、現場における装備面からの支援を充実・強化する目的で各都道府県警察において編成されている警察装備に関する特別部隊であり、事件、事故等の具体的な態様に応じて必要な装備品を搬送、操作するなど、積極的な現場支援活動に取り組んでいる。

また、日常的には、装備品の維持・管理やその操作方法の指導、各種装備品の使用等に関する部門間の調整等、装備品の適正かつ効率的な活用を図るための活動に当たっている。



機動装備隊の活動状況

(2) 車両，船舶，航空機

① 車両

警察用車両は、パトカー、白バイ等の各種活動用車両が全国に約3万5,000台整備されている。

平成14年度は、薬物犯罪を始めとする国際組織犯罪対策、国民が安全で安心して暮らせる街づくりのための地域パトロールの強化、ストーカー対策等の車両及び交通安全対策用等の車両を増強した。

今後も、警察事象の広域化、複雑化等に的確に対応して、国民の負託にこたえていくため、警察機動力のかなめである警察用車両の整備・充実を一層図っていく必要がある。



警察用車両の活動状況

②船舶

警察用船舶は、全長5メートルから23メートル級のものが全国に約200隻あり、港湾、離島、湖沼等に配備され、多様化する水上レジャーの安全指導、水難救助、けん銃、覚せい剤等の密輸事犯の取締り等の水上警察活動に活用されている。

今後の警察用船舶の整備に当たっては、水上警察事象の広域化、高速化に対応するため、大型化、高速化、高性能化を更に図っていく必要がある。



警察用船舶の活動状況

③航空機

警察用航空機は、すべてヘリコプターで、昭和35年より配備を始め、全国で約80機運航している。

警察用航空機は、空からのパトロール、犯人の搜索や追跡等の捜査活動、交通指導取締り、災害時等の救難救助や情報収集等警察活動全般にわたる幅広い分野で活動している。

今後とも、災害対策を含む警察活動全般をより効果的に遂行するため、引き続き警察用航空機の整備・充実を図っていく必要がある。



警察用航空機の活動状況

(3) 警察装備の開発改善・整備

警察では、警察活動の基盤となる装備品について、最先端科学技術の導入等による開発改善を進め、警察業務の効率化と高度化を図っている。

平成14年度は、銃器犯罪対策用装備品、被害者対策用装備品等の開発改善に努めた。また、犯罪の発生実態や第一線警察の活動状況を踏まえ、広域窃盗、薬物犯罪、ハイテク犯罪、けん銃や刃物を使用した凶悪犯罪、自然災害等に対処するための装備品を増強・整備した。



自然災害等対策用装備品の活用

警察の体制

(1) 定員

平成15年度の警察職員の定員は、総数27万8,307人で、その内訳は、次のとおりである。

表9-3 警察職員の定員（平成15年度）

区分	警察庁				都道府県警察				合計
	警察官	皇宮 護衛官	一般 職員	計	警察官			一般 職員	
					地方警務官	警察官	小計		
定員(人)	1,544	918	5,036	7,498	599	241,133	241,732	29,077	278,307

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官（一般職の国家公務員である警視正以上の階級にある警察官をいう。）については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

警察官の緊急増員



(2) 採用への総合的取組み

表9-4 平成14年度の警察官採用試験

受験者数	約18万4,300人
合格者数	約1万5,400人（競争倍率 約12.0倍）

警察官の採用をめぐる情勢

数年後に大量退職時代を迎え採用必要数が増加する一方で、就職適齢人口の減少が見込まれており、今後一層厳しさを増すことが予想される。

【能力と適性を有する優秀な人材の確保が重要】

人物重視の採用方法

インターネットの活用，採用説明会の実施等による積極的な広報・募集活動

福利・厚生充実等による魅力ある職場づくり

新たな治安事象（国際組織犯罪，ハイテク犯罪等）に対応するための専門知識，技能を有する者の中途採用や特別採用

(3) 女性警察職員

女性警察職員の採用については、男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、従来から積極的な取り組みを行ってきたところであり、平成15年4月1日現在、全国の都道府県警察には、警察官約1万200人、一般職員約1万2,000人の女性が勤務している。

女性警察官の活躍

職域の拡大

ヘリコプター操縦，犯罪捜査，暴力団対策，現場鑑識，警衛・警護，レスキュー等幅広い分野で活躍

上位階級への登用

個人の能力と適性に基づく公平な昇任制度により，警視・警部等の上位幹部への登用を推進

女性の能力や特性の効果的な活用

- ・ ストーカー事案，配偶者からの暴力，児童虐待等の新たな治安上の課題への取り組み
- ・ 性犯罪等に係る被害者対策の充実



職場環境の整備

女性警察職員の働きやすい職場環境づくり



- ・ 更衣室や休憩室等の施設面の整備
- ・ 「ベビーシッター制度」等の導入の促進



女性警察官

(4) 勤務形態

警察では、その責務を果たすため、24時間警戒態勢を確保している。そこで、交番勤務等を行う地域警察官を始め、全警察官のおおむね4割は、交替制勤務で3日ないし4日に1度の夜間勤務を行っている。交替制勤務以外でも、警察署に勤務する警察官の多くは、1週間に1度程度の割合で夜間勤務に従事している。また、近年の複雑、多様化する警察事象の中、犯罪捜査を始め、事件、事故及び災害への対応等のため、勤務時間外に長時間にわたり困難な業務に当たることが多い。

このような警察職員の勤務の特殊性にかんがみ、これまで、駐在所勤務員の複数化，交番等の勤務環境の改善，階級別定数の見直し，巡査長制度の見直し，完全週休二日制導入に伴う勤務制度の改善，年次休暇の計画的取得の促進，超過勤務手当等の給与の改善等を図ってきたが、今後とも職員の待遇改善を積極的に推進することとしている。

教育訓練と職務執行

(1) 教育訓練

警察官には、逮捕、武器使用等の実力行使の権限が与えられており、また、自らの判断と責任で緊急に事案を処理しなければならない場合も多いことから、適正・妥当に職務を執行するための良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。このため、警察では、警察学校と職場において、職務倫理に関する教育と幹部教育を最重点として、各級警察官の資質と能力の向上に努めている。また、凶悪犯罪の増加、少年非行や不法滞在外国人、暴力団による組織犯罪が深刻化するなど、最近の治安情勢の悪化にかんがみ、柔道、剣道、逮捕術、けん銃等術科訓練の充実強化を図っている。

警察学校における教育訓練～教育対象者の階級及び職に応じた教育訓練の実施

採用時の教育訓練.....新たに採用された警察職員に対し、人間性のかん養、警察職員として必要な基礎的知識や技能を修得させるための教育訓練

昇任時の教育訓練.....各階級に昇任した警察職員に対し、幹部としてそれぞれの階級及び職に必要な知識と技能を修得させるための教育訓練

専門分野に関する教育訓練.....特定の分野に関して高度の専門的な知識と技能を修得させるための各種の教育訓練

これら教育訓練の効果を高めるため、各警察学校が連携して、教授内容、教授方法等に関する調査・研究を推進している。

職場における教育訓練～警察職員個々の能力、職務内容に応じた教育訓練の実施

職場においては、警察職員の能力開発の基本的な手法として、上司等による個人指導を始め、各種の研修会・講習会の開催、グループ討議等の教育訓練を積極的に行うとともに、各種資格取得奨励制度等の自己啓発を支援するシステムの拡充に努めている。特に、専門的実務能力の向上を目指し、卓越した専門的技能や知識を有する職員を「警察庁指定広域技能指導官」に指定し、専門的な技能指導に当たらせるなど、伝承教育に力を入れている。また、犯罪の国際化に的確に対応するため、職員を国内外の研修機関等に派遣し、語学力と国際捜査能力の向上を図っている。

このほか、国民の立場に立った親切な職務執行を推進するため、民間企業への派遣研修、部外講師による応接マナー講習会等を行っている。



警察大学校



術科訓練（柔道）

(2) 警察官の殉職・受傷等

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして職に殉じることや受傷する場合がある。平成14年は、トンネル内で事故処理中の警察官が、事故現場の発見が遅れ飛び込んできた車にはねられ、殉職する事案等が発生した。

殉職した警察官や受傷した警察官又はその家族に対しては、公務災害補償制度による公的補償のほか、警察関係厚生団体による子弟に対する奨学金の支給等、各種の措置がとられている。また、危険な状況下での警察官の果敢な職務執行をたたえるものとして賞じゅつ金の支給等の措置がとられている。

なお、市民が警察官の協力要請に応じて警察官の職務遂行に協力援助したり、社会公共のため、現行犯人の逮捕や人命救助を行うなど、警察官の職務に協力援助して、負傷し、疾病にかかり、障害を負い、又は死亡した場合にも、本人やその家族の生活の安定を図るため、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づき、国又は都道府県が救済を行っている。

(3) けん銃の適正かつ的確な使用

けん銃使用の在り方について

【社会的背景】

国民の生命、身体に危害を及ぼす凶悪犯罪の増加
職務執行を行う警察官の殉職・受傷の危険性増大



【課題】けん銃は最後の手段との意識が強い



過度に抑制的な意識を払しょくする必要性



【対策】

- けん銃規範の見直し
- ・ 警棒等の使用をけん銃の使用に対して一律に優先する規定を削除
 - ・ けん銃の使用の判断基準等の明確化等
- けん銃の使用に係る訓練の充実強化



けん銃訓練

けん銃を使用すべき場合に
適正かつ的確に使用

【効果】

- 凶悪化する犯罪への的確な対処
- 国民の生命、身体等の防護
- 警察官の殉職及び受傷事故防止
- 凶悪犯罪の抑止

警察活動と情報通信

(1) 危機管理を支える警察情報通信

警察では、事件、事故及び災害がどこでどのような形態で発生しても即座に対応できるように、警察の神経系統である各種情報通信システムを独自に開発し、全国的整備を行うとともに、システムの高度化に努めている（主要な警察の情報通信システムは、表9-5参照）。

また、各都道府県単位に国の機関である通信部を設置し、各種情報通信システムの間断ない管理・運営を行っている。管区警察局には情報通信部を設置して、広域・重大事案発生時の通信施設の運用等に関する指導調整等の業務を行っている。

警察の情報通信基盤は、自営の無線多重回線、衛星通信回線、電気通信事業者の専用回線等により構成されており、これらを活用して、警察庁から警察本部はもちろん、第一線の警察署や交番に及ぶ全国的な各種ネットワークを構築し、警察業務を遂行する上で不可欠な情報伝達を行っている（図9-8）。

図9-8 警察の情報通信基盤



表9-5 主要な警察の情報通信システム

区 別	概 要	
固定通信	警察庁と各管区警察局等を結ぶ管区間系無線多重回線及び管区警察局とその管轄区域内の各府県警察本部等を結ぶ管内系無線多重回線等から構成されており、各種情報通信システムの基盤となっている。さらに、これらの回線を災害に強く、また、効率的な情報の伝達を可能なものとするため、警察庁から第一線の警察署に至る伝送路の2ルート化やデジタル化を実施している。	
衛星通信	大規模な事故や災害に際して、現場の状況を把握して的確な指示を行うため、現場で撮影した各種映像等の伝送に衛星通信を活用している。全国の警察本部等には固定設備を、各管区警察局等には衛星通信車を整備している。また、機動性に優れた可搬設備の整備も推進している。	
移動通信	車載通信系	主に都道府県警察単位で使用される無線通信系で、警察本部の通信指令室を中心に、警察署、パトカー、白バイ、警察用船舶、警察用航空機（ヘリコプター）等の間の通信を行う。
	携帯通信系	機動隊による部隊活動等、主として局所的な警察活動において使用される無線通信系で、無線中継所を介することなく無線機相互で通信を行う。
	署活系	警察署の管轄区域単位で使用される無線通信系で、警察署とその警察署に所属する警察官又は警察官相互で通信を行う。
	WIDE通信システム	複数の都道府県にまたがった広域的な無線通信系を構成することができるシステムである。一斉指令通信機能（広域事件等が発生した場合、都道府県境を越えた専用の無線通信系を構成する機能）と警察電話との接続機能を併せ持ち、ホットライン（ダイヤルすることなく送受話器を上げるだけで、あらかじめ設定された端末等に接続する機能）の設定等も可能である。 (W I D E : Wireless Integrated Digital Equipment)
通信指令システム	都道府県警察において、110番通報を受け付け、現場の警察官に対し必要な手配や指令を行うためのシステムである。パトカーの位置とその活動状況を自動的に表示するカーロケータ・システムや、事件発生現場周辺の地図を瞬時に表示する地理情報システム等、通信指令業務の効率化に資する各種支援システムの導入を推進している。	
警察文書伝送システム	警察庁、都道府県警察等に設置された端末により、通達などの文書や画像をそれぞれの機関相互間で伝送することができるシステムである。	
情報管理システム	警察庁のコンピュータと各都道府県警察の警察本部等のコンピュータを接続して全国的なネットワークを構築するとともに、各都道府県警察においても、警察本部のコンピュータと警察署、交番に設置するコンピュータからなるネットワークを構築しており、第一線で活動している警察官からの照会に対する必要な情報の回答等を行っている。	
警察WANシステム	警察庁、各管区警察局を結ぶ情報通信基盤として、各都道府県警察に設置されるLANと相互に接続することにより、全国的なネットワークを構成しており、全国的に即時に情報を伝達できる電子メールや掲示板の機能、各部門間での情報検索を可能にするデータベースの機能が利用できる。	

(2) 大規模災害に強い警察情報通信

警察では、大規模災害発生時等には、警察事務のための通信需要が急増する箇所に必要な通信回線を割り当て、被災地付近の無線不感地帯に対する臨時的無線中継所を設置し、警察用航空機（ヘリコプター）等から被災地の映像を指揮担当部署へ伝送するなど、独自の情報通信システムを活用している。

また、全国に警察通信職員を配置し、迅速な災害対応のための体制を確立している。

(3) 機動警察通信隊の活動

大規模な災害、事故、事件等が発生したり、又は大規模な警備が必要となった際に、現場の警察官と警察本部との間における連絡や指揮命令が円滑に行われるように、各都道府県の通信部に設置された機動警察通信隊が出動して、応急通信回線を確保している。

機動警察通信隊は、2002年ワールドカップサッカー大会警備においては、大規模かつ広域分散型の警備活動が求められたことから、臨時的無線中継所の開設や臨時電話の設置、警備指揮支援システムの設置・運用等により、迅速な情報収集体制を確立した。また、人質立てこもり事件では、状況把握や指令・指揮のための通信対策を施し、衛星通信車等を利用して警察庁、警察本部等への通信回線を迅速に構築した。

このほか、どのような事案においても臨機応変に対応ができるようにするため、悪条件や実際の事案を想定した実践的訓練を行っている。

図9-9 2002年ワールドカップサッカー大会警備



(4) ハイテク犯罪への技術的対応

ハイテク犯罪^(注1)については、国民の2人に1人以上がインターネットを利用するようになったことなどを背景に、増加の一途をたどっている。ハイテク犯罪に的確に対処するためには、高い技術力が必須であることから、第一線捜査部門からの技術支援へのニーズは高まる一方である。

警察庁では、平成11年4月、情報通信局に技術対策課を設置するとともに、同課にその技術的中核となる警察庁技術センターを開設し、ハイテク犯罪捜査を技術的に支援している。同センターでは、インターネットから隔離された安全な解析環境を整備しており、コンピュータ・ウイルスの感染過程等を始め、被害サイトの環境を再現して進入経路や手口の解析を行っている。また、破損したハードディスクから部品を移植し、データの一部を読み出すなど、電磁的記録の解析作業を実施している。



クリーンルームにおけるハードディスク部品の移植作業

(5) サイバーテロへの技術的対応

近年、ルートDNSサーバ^(注2)に対するDDoS攻撃^(注3)、悪質なコンピュータ・ウイルスの世界規模でのまん延等がみられるなど、サイバーテロの脅威が現実のものとなりつつある。

警察では、サイバーテロに的確に対応するため、平成13年4月、警察庁にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置し、これらに所属する高度な技術を有する者で構成した機動的技術部隊としてサイバーフォースを創設した。サイバーフォースでは、24時間体制によるサイバーテロの予兆の把握、事案の早期認知に努めるとともに、都道府県警察、重要インフラ事業者等との一層の連携を図るなど、緊急対処体制の強化を進めている。

また、民間の最先端技術の修得や外国捜査機関等との情報交換、緊急対処に必要な技術の研究開発等を通じ、日々高度化する技術に対応できる体制を維持するとともに、サイバーテロ対策に有効な技術情報について広く一般に提供している。



24時間体制によるサイバーテロの予兆把握

(注1) ハイテク犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪を指す。

(注2) ルートDNSサーバ：インターネット上でドメイン名とIPアドレスを対応させるための情報を提供するネームサーバの最上位に位置するものであり、平成14年10月当時の設置台数は、世界で13台（日本に1台）であった。

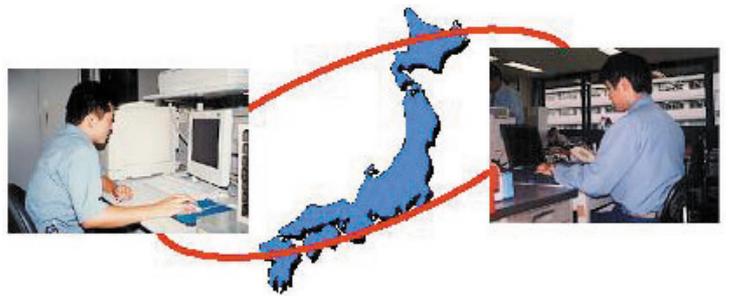
(注3) DDoS（Distributed Denial of Service）攻撃：攻撃目標のサーバに対して、複数のサーバやパソコンから同時に大量のデータを送りつけ、その機能を停止させる電子的攻撃。

警察事務の情報化

警察においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づき、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化及び情報ネットワークを通じた情報の共有・活用等事務の情報化を図り、業務の効率化及び市民サービスの向上に努めている。

(1) コンピュータ・ネットワークによる情報共有化の推進

警察においては、犯罪捜査、運転者管理等多方面にわたる各種業務の効率的遂行を支えるため、全国的なコンピュータ・ネットワークを構築し情報の共有化を推進している。



コンピュータ・ネットワークによる情報共有化

(2) 犯罪捜査のための照会業務の効率化

各都道府県警察から手配されたデータを警察庁のコンピュータで管理し、第一線の警察官からの照会に対して回答する業務を24時間体制で運用している。

各都道府県警察が被疑者写真、犯罪手口原紙等の画像情報を警察庁のコンピュータに登録し、各都道府県警察から検索できるようにしている。

被疑者の指紋や掌紋を登録することにより、犯罪現場に残された遺留指紋や遺留掌紋と照合等を行うことができる。



犯罪捜査のための照会業務

(3) 運転免許等に関する事務の効率化

運転免許証の迅速な交付、運転免許証の二重取得の防止等を図るため、運転免許保有者に関するデータ及び交通違反に関するデータを警察庁のコンピュータで管理することにより、運転免許の取消し、停止等の行政処分の業務の効率化を図っている。平成14年度末現在、日本での運転免許保有者数は、約7,700万人である。

警察署においても遺失・拾得物の受理、遺失者への返還等の窓口業務や自転車防犯登録業務等に必要な範囲でコンピュータを活用し、市民の利便性の向上を図っている。



運転免許に関する事務

(4) 情報セキュリティ対策の推進

昨今の情報通信技術の急速な進歩に伴い、インターネット等の利用を始めとする社会のネットワーク化が進み、また、警察内部においてもネットワークの高度化が進んでいることから、情報セキュリティの重要性が高まっている。そこで、警察におけるセキュリティポリシーを定めるなど、情報セキュリティ対策を推進している。

(5) 行政手続等の電子化

警察機関が行う行政手続等について、従来からの書面による手続に加えてインターネットを用いたオンラインによる手続等を推進している。警察庁においては、平成14年度末から「警察庁電子申請・届出システム」を運用開始し、65の手続についてオンライン化を実現している。

(6) 行政情報の電子的提供

警察では、「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を策定し、ホームページ等により行政情報を提供している。

国家公安委員会ホームページ：<http://www.npsc.go.jp/>

警察庁ホームページ：<http://www.npa.go.jp/>



警察庁電子申請・届出システム

コラム 1

警察庁セキュリティポータルサイト

警察に集約された情報セキュリティに関する情報をいち早く公開し、インターネット利用者のセキュリティ意識の高揚、ひいてはハイテク犯罪・サイバーテロの未然防止及び被害の拡大防止を図るため、平成15年3月、警察庁セキュリティポータルサイト（<http://www.cyberpolice.go.jp/>）を開設した。

同サイトを通じて発信している主な情報は以下のとおりである。

- コンピュータ・ウイルス、脆弱性等に関する速報
- 利用者のレベルに応じたセキュリティ講座
- ソフトウェア環境のセキュリティ簡易診断
- 不正アクセス手法、コンピュータ・ウイルスの検証・解析結果
- 各種ソフトウェア等の脆弱性情報
- 被害事例と対処法
- 我が国におけるインターネット治安情勢
- 世界のセキュリティ事情
- 脆弱性評価技術、防御技術、ログ保存技術に関する研究開発の成果
- 著名人コラム



警察庁セキュリティポータルサイト



セキュリティ講座

シンクタンクの活動

(1) 警察政策研究センターにおける活動

警察政策研究センターでは、警察の課題に関する調査研究を進めるとともに、警察と国内外の研究者等との交流の窓口として活動している。

平成14年には、(財)公共政策調査会との共催、国土交通省の後援による航空テロ対策に関するフォーラムや、中央大学総合政策学部及び警察政策学会との共催等による社会安全政策論(警察学)に関するフォーラム等、各種テーマに関するフォーラムの開催等を行った。

活動例1

14年8月、米国の専門家、韓国の研究者、国内の実務家及び研究者を招き、航空テロ対策をテーマにフォーラムを開催した。同フォーラムでは、まず、米国の専門家から、同国における航空保安対策について基調講演が行われた。続くパネルディスカッションにおいては、国内の実務家及び研究者から我が国のテロ防止対策等について、韓国の研究者から同国の航空施設等警備について発言が行われた後、会場との活発な意見交換が行われた。

活動例2

14年9月、英国の研究者2人及び国内の研究者を招き、社会安全政策論(警察学)をテーマにフォーラムを開催した。同フォーラムでは、まず、英国の研究者から、同国における警察学の現状と展望について基調講演が行われた。続くパネルディスカッションにおいては、英国の研究者から同国における学問の警察実務等への反映について、国内の研究者及び実務家から学問と警察実務の関係について発言が行われた後、会場との活発な意見交換が行われた。

(2) 警察情報通信研究センターにおける活動

警察情報通信研究センターでは、情報通信システムに関する技術、暗号技術等、警察活動にかかわる情報通信技術について研究し、これらを応用した新しい警察通信機器の開発等を行っている。

研究例1

パトカー等に搭載している無線機の通信品質の向上を図るため、偏波面の異なる電波を利用する偏波ダイバーシチアンテナの開発及び素材にセラミックを用いた小型アンテナの開発に関する研究を行った。

研究例2

捜査活動上必要とされる情報を効率的に得るための電磁的記録解析ソフトウェアの開発を行った。

(3) 科学警察研究所の研究

科学警察研究所では、事件・事故の原因や証拠を科学的に解明するための研究及びこれを用いた捜査支援、さらに各種社会問題の背景を分析して、これに基づいて政策提言を行うなどの活動を行っている。



隣接建物壁への延焼実験（研究例2）

研究例1

現場資料の生物学的異同識別鑑定に利用するDNA型検査法の開発を行っている。新しいDNA型検査法として、フラグメントアナライザーと呼ばれる分析機器を用いた短鎖DNA型（STR型）検査法を検証し、血痕、体液^{はん}斑、組織等から複数STR型を同時に検出する検査法を確立したものである。また、各都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定員に技術研修を実施し、当検査法の導入を行っている。この検査法は、高い個人識別力を有しているため、今後の効果的運用が期待される。

研究例2

放火事件のように可燃物が用いられた火災では、急激な延焼拡大と有毒な煙の発生により着火源が消失し、現場の焼け方や残焼物からでは火災原因の究明が困難となる場合がある。このような火災では現場調査だけでなく、数値データに基づいた着火や延焼拡大挙動の解析を行うことも原因の究明に有効な手段と考えられることから、カロリーメータや熱流速計等の最新測定機材を用いた火災原因の究明に関する研究を行っている。

研究例3

乱用が予想される各種の新規薬物について、ガスクロマトグラフィー・質量分析、液体クロマトグラフィー・質量分析、キャピラリー電気泳動法等を用いて、微量の資料からでも薬物の証明を可能とする分離法と高感度分析法を開発し、実際の鑑定に応用している。また、異なる場所で押収された覚せい剤等について、微量に含有される合成原料、反応中間体等の分析から密売ルートを解明する手がかりを得ようとする研究（不純物プロファイリング）にも取り組んでいる。

研究例4

人質立てこもり事件における犯人、警察官、人質となった被害者の心理と行動の分析を行い、効果的な説得・交渉の技術を検討するとともに、事件が発生した際の指揮官の意思決定を支援するためのシステムの開発を行った。我が国で、これまで発生した事件の類型化を試み、「計画型」、「犯罪失敗型」、「情緒型」のタイプを見出し、タイプごとに効果的な捜査戦略・戦術について検討した。また、事件の被害者及び警察官について、事件後の心身の後遺症及び被害者支援に関する研究を行った。

研究例5

道路交通騒音による沿道住民の被害感の軽減をねらいとした交通管理に関する基礎的研究を行っている。全国28の幹線道路において、沿道住民に対するアンケート調査、路側での騒音レベルの測定、交通実態調査を行い、被害感に及ぼす要因、被害感と騒音レベルの関連性、騒音レベルと交通流の関連性等を明らかにした。そして、これらの知見を統合し、沿道住民の被害感を軽減するための道路交通騒音低減対策の立案手法を提案した。本研究の成果は、交通管理による道路交通騒音低減対策の効果的推進に資することが期待される。

留置業務の管理運営

(1) 留置場の管理運営

平成14年12月末日現在、全国に留置場は1,297場設置されている。警察では、これまでも捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進してきたところであるが、11年6月、我が国が拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）に加盟したことを踏まえ、以下のような国際的にも評価される適正な留置業務の運営を更に徹底している。

人権に配慮した適正な処遇

- ・健康診断の実施（月2回）
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付
- ・食事内容の改善

外国人被留置者の処遇の適正

- ・洋式トイレやシャワー装置の設置
- ・母国語の音声と文字によって留置場内の処遇等を理解する機器の整備

女性被留置者の処遇の適正

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置場の設置（処遇全般を女性警察官が実施）

留置場施設の改善・整備

- ・留置室を横一列の「くし型」に配置し、前面にしゃへい板を設置
- ・留置室内トイレの構造の改善、留置場内の冷暖房化

警察庁では、以上のような留置業務の運用面、施設面での一層の改善に努め、また、被留置者の処遇を全国的に斉一にするために、全国の留置場に対する計画的な巡回視察を実施している。

(2) 被留置者収容状況

被留置者別にみると、外国人被留置者の年間延べ人員は、平成5年の約3.6倍となっており、伸び率が特に著しい（表9-6）。また、警視庁では、14年には外国人被留置者が全体の32.7%を占めており、全国平均の15.7%と比べて特に高い。

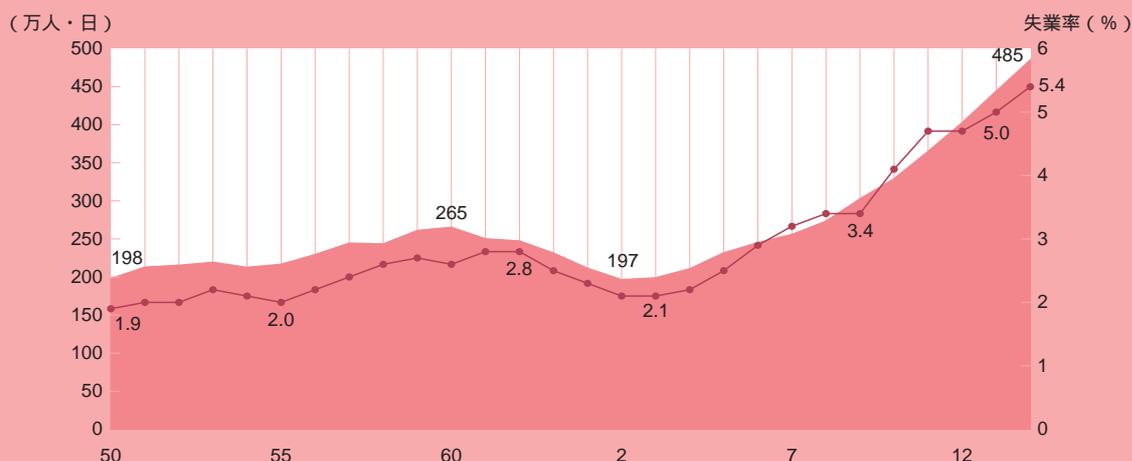
また、昭和50年以降の被留置者延べ人員の推移を見ると、被留置者延べ人員の増減と失業率の増減との相関関係が認められる（図9-10）。

表9-6 被留置者延べ人員の推移（平成5～14年）

区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
被留置者延べ人員(人)		2,317,940	2,451,440	2,559,473	2,733,575	3,028,010	3,291,208	3,650,765	4,028,551	4,442,951	4,851,662
	指数	100	106	110	118	131	142	158	174	192	209
女性延べ人員		183,254	194,640	211,639	231,499	281,530	301,525	333,230	375,970	422,156	470,096
	指数	100	106	115	126	154	165	182	205	230	257
少年延べ人員		114,371	112,431	115,619	127,883	147,709	168,410	187,976	210,224	236,785	244,781
	指数	100	98	101	112	129	147	164	184	207	214
外国人延べ人員		213,783	278,237	296,856	347,792	438,883	478,287	524,657	553,259	693,913	760,576
	指数	100	130	139	163	205	224	245	259	325	356

指数は、平成5年の数値を100としたものの相対値

図9-10 被留置者延べ人員と失業率の推移（昭和50～平成14年）



被留置者延べ人員が増加した原因

- ・ 犯罪情勢の悪化に伴い、逮捕人員が増加
- ・ 犯罪の広域化、複雑多様化や来日外国人犯罪の増加等により捜査が長期化 → 留置期間も長期化
- ・ 拘置所等行刑施設において収容人員が増加 → 拘置所等行刑施設への移監が停滞

収容率^(注1)は、全国平均で83.6%
大都市及びその周辺の都道府県では

警視庁	115.0%	大阪府	111.7%
茨城県	109.2%	栃木県	119.5%
千葉県	106.4%	神奈川県	98.5%
静岡県	114.5%	愛知県	96.9%

(平成15年5月20日現在)

移監待機率^(注2)は、全国平均で17.9%
首都圏周辺部の都道府県では

警視庁	16.6%	茨城県	26.6%
栃木県	34.4%	群馬県	26.5%
千葉県	23.0%	新潟県	28.5%
長野県	32.4%		

(平成15年5月20日現在)

女性と男性、少年と成人は、それぞれ分離して留置しなければならない

収容率が約7割から約8割に達した時点で実質的に収容力は限界

注1：収容基準人員に対する被留置者の割合

注2：被留置者数に占める拘置所等行刑施設への移監を待っている者の割合（起訴されるなど捜査がおおむね終了した場合は、拘置所等行刑施設へ移監されるのが一般的）

大都市及びその周辺部を中心とした一部の都府県警察では、適正な留置人員を大きく超過しており、留置場の収容力不足が深刻化

(3) 留置場の収容力確保のための施策

警察署の新築・増改築時における留置場の整備
被留置者を収容する専用の施設の建設
既存の警察施設を留置施設に改修
拘置所等行刑施設に対する早期移監の要請

警察における被害者対策の基本方針

犯罪の被害者（遺族を含む。以下同じ。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、その後の刑事手続の過程や周囲からの不利益・不当な取扱い等により様々な二次的被害を受ける場合があり、近年、このような被害者の置かれた悲惨な状況が社会に広く認識されるようになった。

警察は、被害の届出を受理し、犯罪の捜査を行うという面で被害者と密接な関係を有しており、被害の回復・軽減、再発防止等について被害者から大きな期待を寄せられていることから、被害者の視点に立った被害者のための各種施策の推進に努めている。

警察庁では、平成8年2月、被害者対策の基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定したほか、11年には犯罪捜査規範に被害者対策に関する規定を整備した。これに基づき、各都道府県警察では、その重要性や基本的考え方を組織の隅々まで徹底し、組織を挙げて被害者対策に取り組んでいる。

13年4月には、犯罪被害給付制度の拡充を図るとともに、被害者等に対する援助の措置に関する規定の整備を行う犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律が成立した。改正法では、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないとされている。国家公安委員会は、その適切かつ有効な実施を図るため「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第5号）を14年1月31日に公布し、4月1日から施行されている。

警察では、これらに基づき、今後も被害者対策の推進を一層図っていくこととしている。

「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」の概要

被害者援助の実施に関する基本的事項

すべての警察職員に対し、被害者援助における警察の役割を明確に認識させるとともに、各種施策の実施状況を正確に把握し、その効果を適正に評価することとする。

適切かつ有効な被害者援助を実施するための基盤の整備に関する事項

- ・ 心理臨床家等の専門家による授業を組み込むなどし、教養の実施方針を定める。
- ・ 性犯罪等に対応する女性警察官や、心理学等の知識を有する職員の配置を始め、被害者援助に従事する警察職員を十分確保することとする。
- ・ 被害者等と直接接する警察職員のメンタルヘルスに配慮することとする。
- ・ 関係都道府県警察、関係行政機関及び団体と連携を図ることとする。

被害者援助の実施に当たり留意すべき事項

- ・ 二次的被害の防止のため、捜査における精神的負担の軽減及び被害者等のプライバシーの保護に留意するとともに、事件の態様等に応じたきめ細かな対応を行うこととする。
- ・ 事件に関する広報を行うに当たっては、被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うように努めることとする。

基本的な施策の推進

警察は、被害者にとって最も身近で被害者を保護する役割を担う機関として、被害者の視点に立った次のような施策を推進している。

(1) 被害者に対する情報提供等

刑事手続や法的救済制度など被害者に必要な情報を取りまとめたパンフレット「被害者の手引」の作成、配布

「被害者連絡制度」に基づく捜査の進捗状況や被疑者の処分結果等事件に関する情報の提供

被害者が再び被害に遭うことを予防するとともに、その不安感を解消することを目的とした交番等の地域警察官による被害者訪問・連絡活動の実施

(2) 相談・カウンセリング体制の整備

全国統一番号の相談専用電話「#（シャープ）9110番」を始め各種被害相談電話・窓口の設置

心理学等の専門的知識やカウンセリング技術を有する警察職員の配置及び精神科医や民間のカウンセラーとの連携

(3) 捜査過程における被害者の負担の軽減

被害者からの事情聴取等が円滑に行われるように応接セットを設置したり、照明や内装を改善するなどした被害者用の事情聴取室の整備

被害者の送迎、事情聴取、実況見分等に活用できるように被害者の心情に配慮した装備を施した「被害者対策用車両」の整備

「指定被害者支援要員制度」に基づく被害直後の精神的被害の大きい被害者に対する警察職員による病院への付添い等各種支援の実施

(4) 被害者の安全の確保

「再被害防止要綱」に基づく適切な再被害防止措置の実施

緊急時に録音装置による証拠採取が可能で、かつ、最寄りの警察署へ通報する仕組みを備えた緊急通報装置の整備



被害者用の事情聴取室



被害者対策用車両内

被害者の特性に応じた施策の推進

(1) 性犯罪の被害者

警察では、組織を挙げて性犯罪被害者対策に取り組んでおり、性犯罪被害者の立場に立った適切な対応により、被害者の精神的負担の軽減を図るとともに、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するため、次のような施策を推進している。

- ・「性犯罪110番」等の相談専用電話や相談室の設置
- ・証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた「性犯罪証拠採取セット」の整備
- ・「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」の設置、性犯罪捜査員に女性警察官を指定
- ・迅速かつ適切な診断・治療及び証拠採取等を行うための産婦人科医等との連携強化
- ・女性専門捜査官の育成と男性警察官を含む警察職員全員に対する教育・研修の充実

(2) 被害少年（第2章第4節 「少年の非行防止と健全育成」参照）

(3) 少年犯罪の被害者

少年事件における被害者連絡に当たっては、被疑少年の健全育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、できる限り被害者の要望に応じるように努めている。また、最近の少年による凶悪重大事件の続発、少年審判における事実認定手続の適正化及び犯罪被害者保護の要請等を背景として、少年法が一部改正され、家庭裁判所が被害者の意見を聴取する制度や少年審判の結果を通知する制度等が平成13年4月から導入された。

警察が被害を受けた方等に連絡できる事項は以下のとおりである。

- ・被疑者を検挙するまでの捜査状況（身体犯（殺人罪、強盗致死傷罪、強姦罪等）、ひき逃げ事件及び交通死亡事故について）
- ・被疑者等の検挙状況（逮捕あるいは在宅送致した被疑少年の住所・氏名等）
- ・逮捕被疑者の処分状況（被疑少年についての送致先検察庁及び送致先家庭裁判所）

(4) 悪質商法の被害者

警察では、

- ・都道府県警察本部における相談窓口や「悪質商法110番」等の相談専用電話の設置
- ・巧妙な手口等により被害が拡大する事犯や高齢者を狙い撃ちにする事犯等に重点を指向した取締り
- ・関係機関と連携した被害防止対策の指導、被害回復方法等の教示

等を行っている。

事例

平成14年5月、管内の防犯推進員から「下水道の点検を装って家庭を訪問し、高額な浴槽工事を行う業者がいる」との相談を受け、被害発生防止の広報活動を行っていたところ、高齢者から「高額な浴槽工事を契約させられた」との相談を受けた。消費生活センターと連携して被害実態を把握し、「風呂の水が漏れており、すぐ直さないと大変なことになる」などと不実なことを告げて同工事をしていた住宅リフォーム会社社員4人を9月までに、特定商取引に関する法律違反で検挙した。また、同センターと連携して被害者に対して、消費者契約法第4条の活用について、助言を行うなどの被害回復に関する積極的支援を行い、被害回復を図った（京都）。

(5) 暴力団犯罪の被害者

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって、暴力団から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかとの不安を感じている場合が少なくない。そこで、警察では、

- ・「暴力ホットライン」等の相談専用電話の開設
- ・事件検挙や暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出
- ・都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携による被害相談等を行い、被害者の不安感を払拭するとともに、被害相談の内容に応じた適切な対応に努めている。

また、暴力団犯罪による被害の回復や暴力団による危害の未然防止を図るため、

- ・被害回復交渉を行う場所としての警察施設の提供
- ・被害者や参考人の自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールの強化等に努めている。

(6) 交通事故の被害者

都道府県警察では、被害者を始めとする交通事故の当事者等からの相談に応じ、

- ・保険請求、損害賠償制度の説明
- ・被害者支援、救済制度の概要の説明
- ・示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般事項の説明

等を行っている。また、47都道府県の交通安全活動推進センターにおいて、交通事故相談業務を実施している。相談員には弁護士、カウンセラーを配置しているところもあり、保険請求、損害賠償請求の経済的被害の回復や交通事故による精神的被害の回復に関する相談に応じ、必要な助言を行っている。

さらに、交通事故の被害者から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日や行政処分結果について問い合わせがあった場合は、適切な情報の提供を図っている。また、交通事故の被害者の遺族の姿を写したビデオ「最愛の人が消えた日々」、「人はなぜ交通事故を繰り返すのか」や被害者の手記等を停止処分者講習等に用いるなどして、被害者の心情についての理解を運転免許保有者に広めるようにしている。

(7) 配偶者からの暴力事案、ストーカー事案等の被害者

警察庁では、平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づき、被害女性の心情に配慮した相談受理体制の整備を図るとともに、被害者の精神的被害の回復を支援している。配偶者からの暴力事案等について、警察では、

- ・各都道府県警察の相談窓口の活用による被害者が相談しやすい環境の整備
- ・配偶者暴力相談支援センターを始めとする関係機関・団体等との連携強化等に努めている。ストーカー事案の被害者についても、
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく援助の実施
- ・地方公共団体の男女共同参画担当部局等や民間被害者支援団体等との連携強化等を図っている。

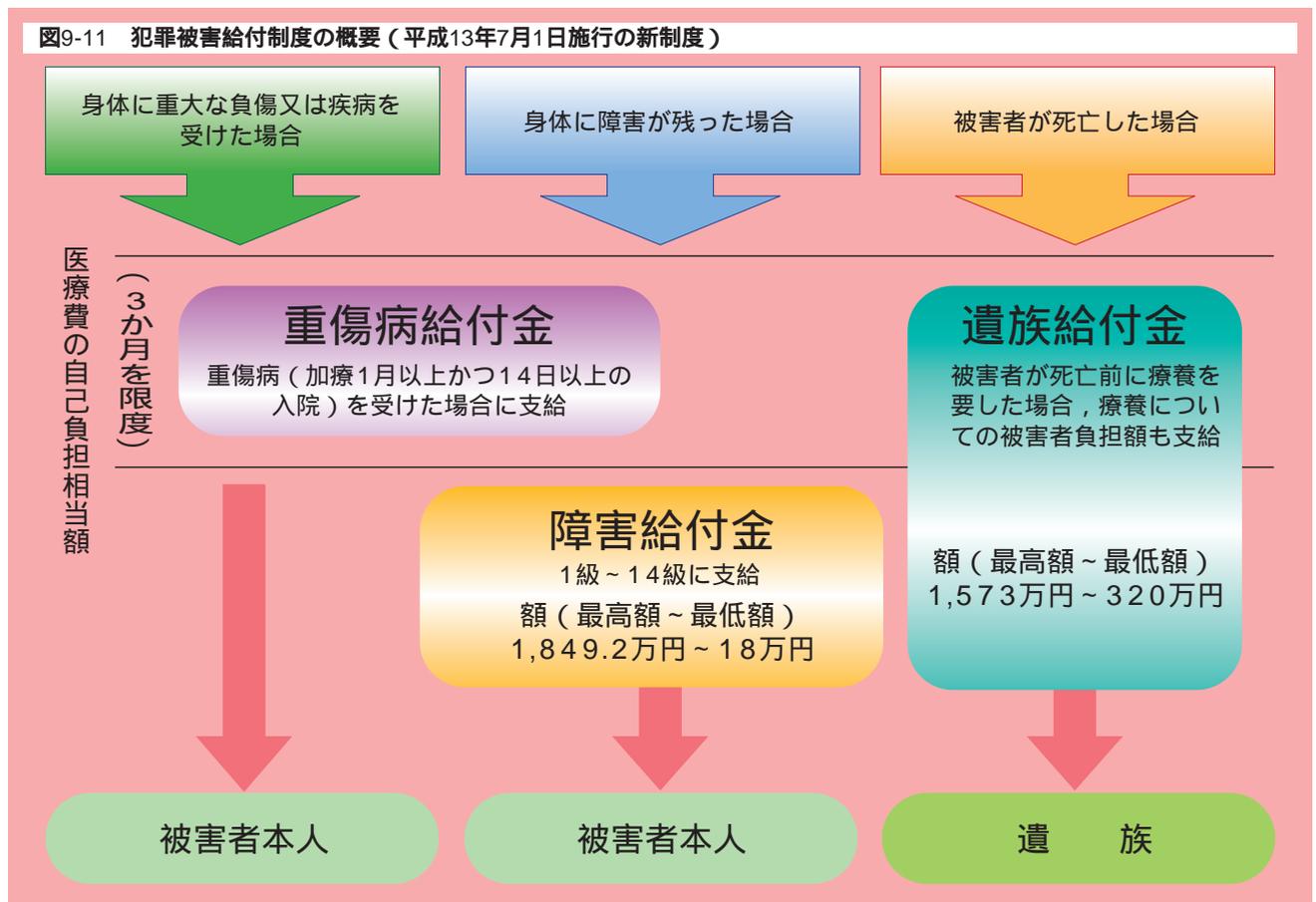
犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等に対して、国が一定の給付金を支給するものであり、昭和56年1月1日に施行されて以来、被害者等の被害の軽減に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件の発生等を契機に、被害者の置かれた悲慘な状況が広く認識されるに伴い、犯罪被害給付制度の拡充を始めとして、被害者に対する支援を求める社会的な気運が急速な高まりをみせてきた。

このような状況を踏まえ、平成13年4月、犯罪被害給付制度の拡充等を内容とした犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律が成立した。この法律改正等によって、重傷病給付金の創設、遺族給付金への被害者負担額の付加、障害給付金の障害等級の拡大及び給付基礎額の引上げが図られ、13年7月から施行されている。改正後の犯罪被害給付制度の概要は、図9-11のとおりである。

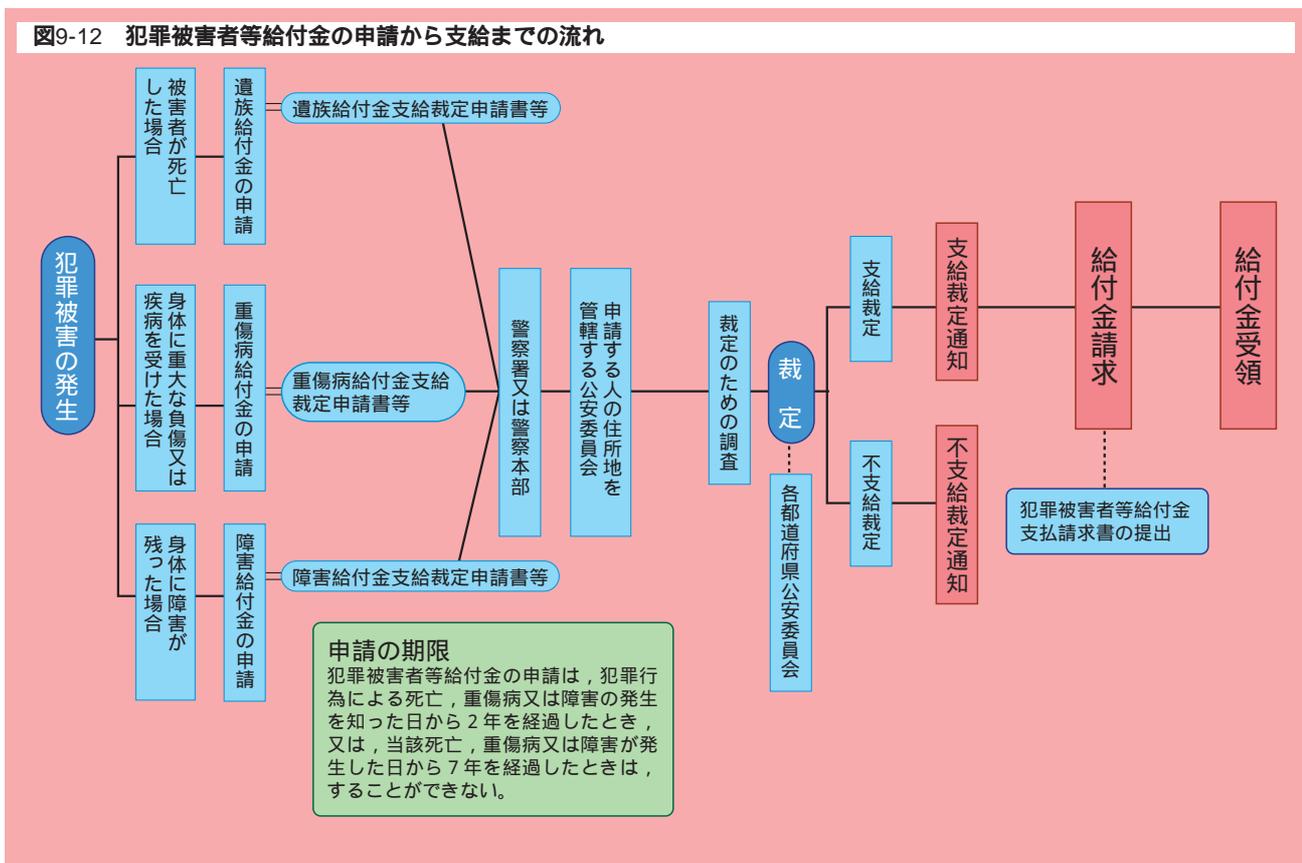
図9-11 犯罪被害給付制度の概要（平成13年7月1日施行の新制度）



犯罪被害者等給付金の申請は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行い、これに基づき、都道府県公安委員会が支給に係る法定要件を確認するとともに、犯罪被害に関する事実関係等を明らかにし、犯罪被害者等給付金を支給するかどうか裁定する。

犯罪被害者等給付金の申請から支給までの流れは、図9-12のとおりである。

図9-12 犯罪被害者等給付金の申請から支給までの流れ



なお、犯罪被害給付制度の運用状況は、表9-7のとおりである。

表9-7 犯罪被害給付制度の運用状況（昭和56（制度発足）～平成14年）

区 分	年 次	年 次				合 計
		11以前の累計	12	13	14	
被 害 者 数 (申請者数)		3,078 (4,811)	290 (447)	307 (499)	393 (544)	4,068 (6,301)
裁 定 及 び 決 定 者 数	支給被害者数 (申請者数)	2,682 (4,207)	171 (258)	344 (548)	385 (566)	3,582 (5,579)
	不支給被害者数 (申請者数)	162 (236)	13 (17)	33 (55)	23 (39)	231 (347)
	計 (申請者数)	2,844 (4,443)	184 (275)	377 (603)	408 (605)	3,813 (5,926)
裁定・決定金額(百万円)		9,888	696	1,243	1,168	12,995

関係機関・団体等との連携

(1) 各都道府県における被害者支援連絡協議会の活動

被害者のニーズは、生活上の支援を始め、医療、公判に関する事など、極めて多岐にわたっている。したがって、警察だけでそのすべてに対応することはできず、総合的な被害者支援を行うためには、司法、行政、医療等の被害者支援に関係する機関・団体等が相互に連携することが不可欠になる。

こうした考え方にに基づき、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関等による「被害者支援連絡協議会」が、全都道府県で設立されている。連絡協議会を通じて活発な意見交換を行い、信頼関係の構築及び連絡体制の確立等関係機関等との連携強化を図ることにより、多様な被害者のニーズに対応している。また、各地に、警察署又は地域レベルでの被害者支援地域ネットワークが設立されており、被害者に対してよりきめ細かな支援を行う仕組みが構築されている。

(2) 民間被害者支援団体との連携

犯罪の被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリング等を行う民間被害者支援団体の設立が近年各地で進んでいる。平成10年5月に我が国における被害者支援活動を一層充実させることを目的に構築された「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体は、15年7月現在、全国で30団体に上る(表9-8)。これらの団体は、関係機関等との連携を図りながら、電話・面接相談、ボランティア相談員の養成及び研修、被害者自助グループ(遺族の会等)への支援、被害者支援のための広報啓発等の活動を行っている。警察は、これら団体の設立、運営に対して必要な支援を行っている。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度

被害者に対してきめ細かな支援を実施するためには、民間被害者支援団体の役割が極めて重要である。しかし、民間被害者支援団体の社会的な認知度が十分でないことから、被害者が民間被害者支援団体に対して支援を求めることをちゅうちょしてしまう場合がある。また、被害を受けた直後の被害者は、多くの場合に混乱やショック状態にあって、自ら判断して、民間被害者支援団体に支援を要請することが極めて困難であることから、十分な支援が受けられない状況にある。

このような状況を改善するため、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律において、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体に指定する公的認証制度や犯罪被害者等早期援助団体が被害者等に対して能動的にアプローチできるように警察本部長等が犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供できる制度が盛り込まれ、14年4月から施行されている。

14年5月、社団法人被害者支援都民センターが東京都公安委員会から、12月、社団法人いばらき被害者支援センターが茨城県公安委員会から、それぞれ犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている。

なお、平成14年度の税制改正において、寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人が加えられた。これに基づき、11月、社団法人被害者支援都民センターが特定公益増進法人の認定を受けた。

事例

殺人事件において、都内在住の遺族が精神的に不安定になっており、カウンセリングを希望したことから、警察から社団法人被害者支援都民センターに対して遺族に関する情報が提供され、同センター所属のカウンセラーによるカウンセリングが行われた。

表9-8 民間被害者支援団体の設立状況（全国被害者支援ネットワーク関係）

（平成15年7月現在）

NO	名称	所在地	設立	相談電話	受付日時
1	北海道被害者相談室	北海道	9年5月	011-232-8740	月～金 10時～16時
2	オホーツク被害者相談室	北海道	9年11月	0157-25-1137	月～金 9時30分～16時
3	いわて被害者支援センター	岩手県	13年10月	019-621-3751	火、金 14時～18時
4	(社)みやぎ被害者支援センター	宮城県	12年4月 15年3月(法人化)	022-301-7830	火、水、金、土 10時～16時
5	秋田被害者支援センター	秋田県	13年4月	018-832-8010	火、木 10時～16時
6	(社)被害者支援都民センター	東京都	4年3月 12年4月(法人化)	03-5287-3336	月～金 9時30分～17時30分 土 10時～16時
7	(社)いばらき被害者支援センター	茨城県	7年7月 13年11月(法人化)	029-232-2736	月～金 10時～16時
8	埼玉犯罪被害者援助センター	埼玉県	14年2月	048-834-8080	月～金 10時～16時
9	(NPO)神奈川被害者支援センター	神奈川県	13年5月 14年10月(法人化)	045-228-0783	月、水、土 10時～16時
10	(NPO)長野犯罪被害者支援センター	長野県	11年5月 15年6月(法人化)	026-233-7830	火、金 15時～19時
11	(NPO)静岡犯罪被害者支援センター	静岡県	10年5月 13年7月(法人化)	054-209-5533	月～金 10時～16時
12	石川被害者相談室	石川県	9年3月	076-234-7830	火、木 18時～21時 土 15時～18時
13	(NPO)福井被害者支援センター	福井県	13年11月 14年2月(法人化)	0776-32-5111	火 15時～19時 土 13時～19時
14	(社)被害者サポートセンターあいち	愛知県	10年2月 10年2月(法人化)	052-232-7830	月～金 10時～16時
15	(NPO)おのみ犯罪被害者支援センター	滋賀県	12年6月 13年10月(法人化)	077-514-1650	金 13時～17時 土 10時～17時
16	(社)京都犯罪被害者支援センター	京都府	10年5月 12年4月(法人化)	075-451-7830	月、火、木、金 13時～18時
17	(NPO)大阪被害者支援アドボカシーセンター	大阪府	8年4月 14年2月(法人化)	06-6871-6365	月～金 10時～16時
18	(NPO)ひょうご被害者支援センター	兵庫県	14年1月 14年6月(法人化)	078-367-7833	火、土 10時～16時
19	なら犯罪被害者こころの支援センター	奈良県	13年9月	0743-61-3410	年中無休10時～15時 月、金は10時～17時
20	(NPO)紀の国被害者支援センター	和歌山県	9年5月 13年12月(法人化)	073-427-1000	月～金 13時～16時 (木のみ18時～21時モ)
21	島根犯罪被害者相談室	島根県	13年10月	0120-556-491	年中無休9時～22時 (土のみ24時間)
22	広島犯罪被害者・心の支援センター	広島県	9年6月	082-240-7830	木 10時～17時 土 10時～19時
23	被害者・被災者心の相談ボランティア ハートラインやまぐち	山口県	12年10月	083-974-5115	火 10時～13時 木 18時～21時
24	被害者支援センターかがわ	香川県	15年4月	087-898-9783	水、木 15時～18時
25	(NPO)被害者こころの支援センターえひめ	愛媛県	13年3月 14年6月(法人化)	089-913-0900	木、土 10時～16時
26	(NPO)福岡犯罪被害者支援センター	福岡県	12年4月 14年11月(法人化)	092-738-1550	月 19時～21時 土 13時～16時
27	(NPO)被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	佐賀県	12年4月 14年5月(法人化)	0952-41-2535	月、火、木、金 10時～17時 水 13時～17時
28	(NPO)長崎被害者支援センター	長崎県	15年3月 15年6月(法人化)	095-820-4977	土 13時～16時
29	(社)熊本犯罪被害者支援センター	熊本県	15年3月 15年4月(法人化)	096-386-1033	月～金 10時～16時
30	被害者こころの支援センター沖縄	沖縄県	14年4月	098-866-7830	月、金 10時～16時

注：(社)被害者支援都民センター ～犯罪被害者等早期援助団体指定（14年5月24日）
 ～特定公益増進法人認定（14年11月28日）
 (社)いばらき被害者支援センター ～犯罪被害者等早期援助団体指定（14年12月9日）